

(案)

新宿区次世代育成支援計画（第三期）
新宿区子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

【概要版】

平成 27 (2015) 年 2 月
新宿区

区長のあいさつ

はじめに

目 次

1	次世代育成支援計画の総合ビジョン	1
	計画の総合ビジョン	1
2	基本目標	3
	平成31年度の数値目標	3
3	計画の位置づけ及び計画期間	3
	計画の位置づけ	3
	2つの計画の構成	4
	計画期間	4
4	施策目標と目標別の取組みの方向	5
	4つの視点	5
	5つの目標と施策体系	5
	目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます	5
	目標2 健やかな子育てを応援します	5
	目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします	6
	目標4 安心できる子育て環境をつくります	6
	目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します	6
	ライフステージを見通した次世代育成支援	7
	次世代育成支援と子ども・子育て支援事業計画の関連表	11
5	教育・保育提供区域の設定	12
	保育提供区域の設定	12
	教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	12
	保育提供区域の考え方	13
6	量の見込みと確保方策	14
	保育所等	15
	幼稚園等	15
	地域子ども・子育て支援事業	16

※タイトルの右側の（計画書POO）は「新宿区次世代育成支援計画（第三期）・新宿区子ども・子育て支援事業計画(平成27～平成31年度)」のページ番号を示しています。

次世代育成支援計画の総合ビジョン

(計画書 P7)

新宿区は新宿駅周辺の賑わいと閑静な住宅地、古い街並みが同居し、100 を超える国籍の外国人が住み暮らしています。また、近年は交通至便な場所に住宅建設が進み、多くの子育て世帯が転入しています。こうした新宿の多様性を次世代の育成に活かすためには、地域の様々なネットワークが子育てを支えるという視点が欠かせません

新宿区は子育てを応援する人とサービスが豊富なまち、支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちなどを表す「子育てコミュニティタウン新宿」を第 1 期の次世代計画から総合ビジョンに掲げ、「子育てしやすいまちの実現」を目指しています。

本計画では「子育てしやすいまちの実現」のため、これまでの次世代計画と同様に 4 つの視点を踏まえた 5 つの目標を設定しています。目標 5 はワーク・ライフ・バランスの推進等に加え、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への支援のあり方・方向性の検討を追加しました。また、社会情勢の変化や次世代育成支援に関する調査等の結果を踏まえ、課題とその対策を整理したうえで、施策体系を見直しています。

計画の総合ビジョン

子育てを応援する人とサービスが豊富なまち

支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまち

多様なまち
新宿

子育てコミュニティタウン新宿

地域・区民
との協働

都市の魅力が子育てに活きているまち

ワーク・ライフ・バランスが実現するまち

【計画策定に当たっての4つの視点】

- ① 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点
- ② 家庭の多様なあり方を尊重する視点
- ③ 子育てを社会全体で支援する視点
- ④ サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点

基本目標＝「子育てしやすいまち」の実現

目標① 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

目標② 健やかな子育てを応援します

目標③ きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

目標④ 安心できる子育て環境をつくります

目標⑤ 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

(計画書 P8)

この計画では「子育てしやすいまち」を実現することを目指します

◆数値目標

本計画の最終年度である平成 31 年度には、「子育てしやすいまち」と思う人の割合を、就学前児童保護者は 55%、小学生保護者は 65% にすることを目標とします。

平成 31 年度の数値目標

区分	平成 25 年度調査結果	平成 31 年度目標
就学前児童保護者	47.0%	↗ 55%
小学生保護者	54.9%	↗ 65%

(計画書 P1)

計画の位置づけ

◆新宿区次世代育成支援計画

新宿区次世代育成支援計画（第三期）（以下「次世代計画」という。）は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画に該当する計画であるとともに、「新宿区総合計画」のまちづくりの基本目標Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していくまち」の実現を目指した分野別計画です。

この計画は、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、妊娠期から世帯形成期を対象に、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについて、区が目指す方向性と施策を示すものです。

◆新宿区子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、教育・保育の質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、第61条の市町村子ども・子育て支援事業計画として策定しています。子ども・子育て支援新制度に基づき、保育施設等の整備による定員の確保数や、子ども・子育て支援法で策定が義務づけられた事業（地域子ども・子育て支援事業）の確保数等（数値目標等）を年度ごとに定めています。

2つの計画の構成

事業計画に定める保育施設等の整備や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取り組み内容は、次世代計画の第2章（目標1から目標3）に記載しています。

そのため、数値目標を中心として作成している第3章のほか、次世代計画の目標1から目標3は、事業計画としても位置付けています。

新宿区次世代育成支援計画

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

目標2 健やかな子育てを応援します

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

目標4 安心できる子育て環境をつくります

目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

第3章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策

新宿区子ども・子育て支援事業計画

計画期間

次世代育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画とともに、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間を計画期間としています。



トピックス

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、社会保障・税の一体改革に関する法案が一部を除き成立し、公布されました。この改革により、消費税率を段階的に引き上げるとともに、その増収分はすべて社会保障の財源とすることになり、子ども・子育て支援の充実が消費税収の使途の一つとして位置づけられました。合わせて、子ども・子育て支援に関する3つの法律（①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）も成立しました。

子ども・子育て支援新制度は、それら3つの法律と新たな財源を基に、保育の量的拡大と質の改善を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子ども・子育て支援を充実させる新たな仕組みです。

この新しい制度では、子ども・子育て支援法に基づき、国が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を国が定めるとともに、区市町村は、その基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることになります。

施策目標と施策体系

(計画書 P9・P10)

施策目標は、これまでの次世代計画と同様に以下の4つの視点を重視し、5つの目標を設定しています。また、目標5は、ワーク・ライフ・バランスの推進等に加え、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への支援のあり方・方向性の検討を追加しました。

4つの視点

- ① 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点
- ② 家庭の多様なあり方を尊重する視点
- ③ 子育てを社会全体で支援する視点
- ④ サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点

5つの目標と施策体系

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は、人として成長していく土台が築かれるかけがえのない時期です。次世代の親となり未来の担い手となる子どもたちの権利を尊重し、自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性・考える力・体力や生活力が育つよう、教育環境や育成環境の充実を図っていきます。

- 1 すべての子どもが大切にされる社会のために
 - ① すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利
 - ② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利
- 2 子どもの生きる力を育てるために
 - ① 質の高い学校教育の推進
 - ② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援
- 3 子どもが心身ともに豊かに育つために
 - ① 心とからだの栄養素「遊び」
 - ② 心とからだの栄養素「文化・芸術」
 - ③ 心とからだの栄養素「食」
- 4 国際化社会で生きる力を育む



目標2 健やかな子育てを応援します

健やかに子どもを生み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期の母親と家族を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子どもの成長にあわせて、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させていきます。

- 1 妊娠・出産からはじまる子育て支援
- 2 子どもの健やかな成長のために
 - ① 乳幼児の健やかな発達支援
 - ② 学童期から思春期までの健康づくり



目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

すべての子育て家庭が心にゆとりを持って子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、子育て支援サービスを必要としている人が、気軽に利用できるサービスを実現していきます。また、保育園の待機児童解消対策を推進するとともに、学童クラブの充実を図ります。

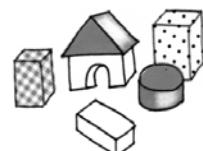
- 1 子育て支援サービスの総合的な展開
 - ① 子育て支援サービスの充実
 - ② 経済的な支援
- 2 就学前の教育・保育環境の充実
 - ① 保育所待機児童の解消
 - ② 保育サービスの充実と質の確保
 - ③ 幼児教育環境の充実
- 3 放課後の子どもの居場所の充実
 - ① 学童クラブの充実と質の確保
 - ② 児童館・放課後子どもひろば等の充実
- 4 特に配慮が必要な子どもと家族のために
- 5 ひとり親家庭への支援
- 6 外国につながりのある家庭、子どものために



目標4 安心できる子育て環境をつくります

子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取組みや多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めています。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、環境問題への取組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

- 1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり
- 2 子どもの笑顔があふれるまちづくり
- 3 もっと安全で安心なまちづくり
- 4 未来の子どもたちへの環境づくり



目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

子育てしやすい社会を実現するためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が不可欠です。子育て家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

また、一人ひとりの若者が、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう、若者の就業促進や自立支援などの若者支援施策を総合的に推進します。

- 1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進
- 2 男女がともに自分らしく生きるために
- 3 若者支援の総合的な推進



ライフステージを見通した次世代育成支援

(計画書 P11～P14)

妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青年期 ～18歳	世帯形成期 19～39歳
-----	-------------	-------------	-----	-----	-------------	-----------------

1-1 すべての子どもが大切にされる社会のために（P16）

①すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利（P16）

・人権教育の推進

・子どもの施策への参画促進

②すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利（P17）

・子ども家庭・若者サポートネットワーク

・子ども・若者総合相談窓口

・子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口)

・要保護児童対策地域協議会

・育児支援家庭訪問事業(養育支援)

・新宿子どもほっとライン

・情報モラル教育の推進

・学校問題支援室の運営

・学校問題等調査委員会の運営

・児童・生徒の不登校対策

1-2 子どもの生きる力を育てるために（P22）

①質の高い学校教育の推進（P22）

・学校支援体制の充実

・学校評価の充実

・特色ある教育活動の推進

・地域協働学校(コミュニティスクール)の推進

②一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援（P24）

・発達相談

・児童福祉法に基づく児童発達支援(特例あり)

・巡回指導(障害児)

・巡回指導・相談体制の構築

・情緒障害等通級指導学級の設置

1-3 子どもが心身ともに豊かに育つために（P27）

①心とからだの栄養素「遊び」（P27）

・プレイパーク活動の推進

・プレイリーダーの養成

・みんなで考える身近な公園の整備

②心とからだの栄養素「文化・芸術」（P29）

・文化体験プログラムの展開

・子ども読書活動の推進

・絵本でふれあう子育て支援

・学校図書館の充実

③心とからだの栄養素「食」（P32）

・もぐもぐごっくん支援事業

・幼児食教室

・離乳食講習会

・メニュークール

・栄養相談

・保育園・子ども園での食育の推進

・児童館等の職員への食育研修

・学校(園)における食育の推進

・食育講座

1-4 国際化社会で生きる力を育む（P35）

・国際理解につながる情報発信

・オリンピック教育推進事業

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

	妊娠期	乳児期 0~2歳	幼児期 3~5歳	小学生	中学生	青年期 ~18歳	世帯形成期 19~39歳
目標 2	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援（P36）	<ul style="list-style-type: none"> ・母親・両親学級等の開催 ・はじめまして赤ちゃん応援事業 ・妊婦への相談支援 ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 					
	2-2 子どもの健やかな成長のために（P38）	<ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児の健やかな発達支援（P38） <ul style="list-style-type: none"> ・親と子の相談室 ・子育て世代のストレスマネジメント講習会 <ul style="list-style-type: none"> ・オリーブの会(MCG) ・歯から始める子育て支援体制の構築 ・乳幼児健康診査 ・すぐすぐ赤ちゃん訪問 ・すこやか子ども発達相談 ・育児相談・育児グループ・育児講演会 ・家庭における乳幼児事故防止対策 ・子どもに関する医療情報の提供 ②学童期から思春期までの健康づくり（P42） <ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健出張健康教育 ・10代のここでの健康に関する普及啓発事業 ・学校での基礎体力向上への取組み ・小児生活習慣病予防健診 ・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施 					
目標 3	3-1 子育て支援サービスの総合的な展開（P45）	<ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援サービスの充実（P45） <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育の充実 ・ひろば型一時保育の充実 ・ファミリーサポート事業 ・子どもショートステイ ・子ども総合センターの運営 ・子ども家庭支援センターの運営 ・子育て支援コーディネート体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児親子の居場所づくり ・地域子育て支援事業 ・幼稚園子育て支援事業の実施 ・キッズページの運営 ・まちの子育てバリアフリーの推進 ②経済的な支援（P53） <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当(15歳まで) ・児童育成手当(育成手当18歳まで・障害手当20歳未満) ・児童扶養手当(18歳まで) ・特別児童扶養手当(20歳未満) ・子ども医療費助成(15歳まで) ・ひとり親家庭医療費助成(18歳まで) ・第3子目以降の保育料無料化 ・区立幼稚園保護者の負担軽減 ・私立幼稚園保護者の負担軽減 ・母子生活支援施設における学習支援 ・生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援 ・生活保護受給世帯の小中学生への学習環境整備支援 ・生活困窮世帯の中学生等への学習支援 					

	妊娠期	乳児期 0~2歳	幼児期 3~5歳	小学生	中学生	青年期 ~18歳	世帯形成期 19~39歳
3-2 就学前の教育・保育環境の充実（P56）	①保育所待機児童の解消（P56）	<ul style="list-style-type: none"> ・私立認可保育所等の整備 ・認証保育所への支援 ・保育園・幼稚園の子ども園への一元化 ・家庭的保育事業・小規模保育事業 					
②保育サービスの充実と質の確保（P58）		<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育サービスの充実【延長、休日、病児・病後児等】 ・各種研修の充実 ・指導検査 					
③幼児教育環境の充実（P60）		<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育合同研修等の充実 ・時代の変化に応じた教育環境づくりの推進(区立幼稚園のあり方の見直し) ・私立幼稚園預かり保育推進事業 ・子ども園における預かり保育の充実 					
3-3 放課後の子どもの居場所の充実（P62）	①学童クラブの充実と質の確保（P62）	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブの充実 ・各種研修の充実 ・巡回指導(障害児) 					
②児童館・放課後子どもひろば等の充実（P64）		<ul style="list-style-type: none"> ・児童館における指定管理者制度の活用 ・中高生にとっての魅力ある居場所づくり ・放課後子どもひろばの拡充 ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービス ・障害児等タイムケア事業 					
3-4 特に配慮が必要な子どもと家族のために（P67）		<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等における障害児保育 ・学童クラブにおける障害児保育 ・幼稚園における障害児保育 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費の支給 ・日常生活用具の給付 ・住宅設備改善 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・中等度難聴児発達支援事業 ・障害児者のための居宅介護(ホームヘルプサービス) ・障害児者のための短期入所(ショートステイ) 					
3-5 ひとり親家庭への支援（P71）		<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援促進事業(ひとり親家庭福祉)(20歳未満) ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業(20歳未満) ・ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成 					
3-6 外国につながりのある家庭、子どものために（P73）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国にルーツを持つ子どものサポート ・日本語学習への支援 ・外国語版生活情報紙の発行 ・保育園児等への日本語サポート ・日本語サポート指導 ・日本語学級の運営 					

目標3 きめこまやかなサービスすべての子育て家庭をサポートします

	妊娠期	乳児期 0~2歳	幼児期 3~5歳	小学生	中学生	青年期 ~18歳	世帯形成期 19~39歳
目標4 安心できる子育て環境をつくります							
	4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり（P75）						
	・家庭・地域の教育力との連携(子育てメッセ)						
	・北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)						
		・保育園・子ども園地域交流事業					
	・地域の子育て支援力の向上支援						
	・落合三世代交流事業						
	4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり（P77）						
	・区有施設における子育てバリアフリーの推進						
	・交通バリアフリーの整備促進						
	・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進						
	・清潔できれいなトイレづくり						
	4-3 もっと安全で安心なまちづくり（P79）						
		・みんなで進める交通安全					
		・緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」					
	・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進						
	4-4 未来の子どもたちへの環境づくり（P83）						
	・環境学習情報センターの運営						
	・地球温暖化対策の推進						
	・環境学習・環境教育の推進						
	・アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)						
		・子育てファミリー世帯居住支援					
目標5 生社会の一員として自分らしく環境づくりを自分らしく推進します							
	5-1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進（P87）						
						・ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	
						・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	
						・ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	
	5-2 男女がともに自分らしく生きるために（P89）						
						・配偶者等からの暴力の防止	
						・男女共同参画啓発講座	
						・小学校高学年向け啓発誌の配付	・男性の育児・介護サポート企業応援事業
							・父親の育児参加の促進
	5-3 若者支援の総合的な推進（P95）						
						・若者のつどい	
						・若者応援講座	
						・障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援	
				・自殺総合対策			

教育・保育提供区域の設定

(計画書 P112～P114)

子ども・子育て支援事業計画は、5年を1期とし、保育施設等の提供区域を定めたうえで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策を定めています。

保育提供区域の設定

- ① 東南地域・・・四谷、簗笥町、榎町、角筈特別出張所管内
- ② 中央地域・・・若松町、大久保、柏木特別出張所管内
- ③ 西北地域・・・戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内



【区域別の状況（平成26年4月1日現在）】

西北地域 (戸塚、落合第一、 落合第二特別出張所管内)			中央地域 (若松町、大久保、 柏木特別出張所管内)			東南地域 (四谷、簗笥町、榎町 角筈特別出張所管内)		
施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数
認可保育所	8	798	認可保育所	11	1,252	認可保育所	12	1,150
認定こども園 (保育)	3	364	認定こども園 (保育)	4	416	認定こども園 (保育)	5	568
認証保育所	6	255	認証保育所	8	264	認証保育所	8	324
その他の保育 施設	4	47	その他の保育 施設	2	24	その他の保育 施設	6	60
計	21	1,467	計	25	1,956	計	31	2,102
児童数に占める定員の割合		37.93%	児童数に占める定員の割合		52.75%	児童数に占める定員の割合		41.86%

教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

幼児教育施設や地域子ども・子育て支援事業については、現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまないため、区内全域を一つの区域として設定します。

保育提供区域の考え方

地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況と整備状況等を勘案し、3区域を設定しました。今後の社会状況や地域の状況変化に応じて適正な見直しも視野に入れていきます。

東南地域 東五軒町などの印刷・製本工場の跡地や神楽坂周辺を筆頭にマンション建設が進み、子育て世帯の転入が増えている四谷・筈町・榎町の各特別出張所地域と、本計画期間後半に西新宿5丁目で大規模な再開発事業が予定されている角筈特別出張所地域で構成されています。

この地域の0～5歳の子どもの数はこの3年間だけでも9.19%の増となっており、この増加傾向は計画最終年度の平成31年度まで続くと見込んでいます。区は平成25年度から特に増加の著しい筈町地域を中心に積極的な保育所整備に取り組んでいますが、増え続ける保育ニーズに対応するためには今後もさらなる施設整備が必要であると見込まれます。

また、角筈地域については、本計画期間後半から西新宿5丁目で3地区の市街地再開発事業が予定されており、いずれも1,000戸近い住宅の整備を予定する計画であることから、「マンション開発等による子育て世帯の大幅増が見込まれる地域」として四谷・筈町・榎町の各特別出張所地域と同様の位置づけにします。

中央地域 この地域は、かつて多くの子育て世帯が居住していた戸山ハイツ周辺を筆頭に、多くの認可保育所があるほか、東戸山幼稚園や西戸山第二中学校などの跡施設に大規模な子ども園を整備できたこともあり、就学前児童数に対する保育定員の割合は区の平均を大きく超えています。

一方、0～5歳の子どもの数はこの3年間で4.68%の増で、この増加傾向が計画最終年度まで続いた場合でも、地域内の保育ニーズを十分に満たす規模がすでに整備されているほか、平成27年度には百人町の新栄保育園が再開し、富久町には子ども園が開設されることから、今後も「地域内のみならず、近隣地域の保育ニーズにも対応できる地域」と位置づけます。

西北地域 落合第一、落合第二の各特別出張所地域は住居専用地域が多く、保育所等の用地や建物の確保が難しいことから、高田馬場駅周辺の保育施設が落合エリアの保育ニーズの一部に対応している状況となっています。

戸塚特別出張所地域を含めたこの地域の0～5歳の子どもの数はこの3年間だけでも9.16%の増と、ほぼ東南地域と同様の水準となっており、この増加傾向も同様に計画最終年度の平成31年度まで続くと見込んでいます。

この地域についても区は、平成25年度から積極的な保育所整備に取り組みましたが、就学前児童数に対する保育定員の割合は平成26年4月時点で37.93%に留まっており、増え続ける保育ニーズに対応するためには今後もさらなる施設整備が必要であると見込まれます。

そこで、西武新宿線の利用者も含めた子育て世帯への支援を総合的に進める地域として、3つの特別出張所地域を位置付け、平成27年度に西落合と高田馬場に開設する認可保育所や、平成28年度に中央図書館跡地に開設する予定の認可保育所のほか、新制度における地域型保育事業の活用等も進める地域とした。

(計画書 P115～P138)

量の見込みと確保方策の算出方法

教育・保育提供区域ごとに、現在の利用状況及び利用希望から推計した「①量の見込み」と、それに対応した「②確保方策（確保の内容及び実施時期）」を事業計画として定めます。計画期間中（平成27年度～平成31年度）は、事業計画に基づき、教育・保育施設を計画的に整備します。

また、事業計画は児童人口の推移や待機児童の状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

1. 利用希望把握調査の実施

次世代育成支援に関する調査

- ・就学前児童保護者対象の調査
- ・小学生児童保護者対象の調査

2. 家庭類型の分類

次の①②それぞれの家庭類型を分類する。

- ①現在、教育・保育施設や子育て支援事業を利用している方
- ②今後の就労希望や利用希望から、潜在的な利用意向がある方

3. 利用意向を算出

「①現在利用している方」「②今後の利用意向がある方」の家庭類型別の利用意向を算出する。

4. 量の見込みの算出

人口推計（平成27年度から31年度）と利用意向率から量の見込みを算出

参考：家庭類型の8分類

ひとり親 タイプA	母親	1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中	3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
			120時間以上	120時間未満下限時間以上	下限時間未満	
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間未満下限時間以上	タイプC'			タイプE'	
	下限時間未満					
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプD		タイプF	

出典：市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き

教育・保育の量の見込み

- ・1号認定（幼稚園等 3～5歳）
- ・2号認定（保育所等 3～5歳）
- ・3号認定（保育所等 0～2歳）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

- (1)時間外保育事業（延長保育）
- (2)放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- (3)子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (4)地域子育て支援拠点事業
- (5)一時預かり事業
 - ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業
 - ②①以外の一時預かり事業
- (6)病児保育事業
- (7)ファミリーサポート事業（就学後）
- (8)養育支援訪問事業
- (9)利用者支援事業
- (10)妊婦健康診査
- (11)乳児家庭全戸訪問事業

5. 確保方策の検討

5. 確保方策の検討

保育所等

単位：人

東南地域	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
①必要となる定員総数(量の見込み)	279	885	1,136	282	931	1,165	283	994	1,202	285	1,004	1,270	284	998	1,334
②保育所等の定員確保数	272	873	1,143	286	970	1,243	299	1,010	1,319	299	1,001	1,315	306	1,019	1,332
③差引数(②-①)	△7	△12	7	4	39	78	16	16	117	14	△3	45	22	21	△2

中央地域	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳												
①必要となる定員総数(量の見込み)	171	680	799	173	664	828	176	651	858	181	656	893	184	669	882
②保育所等の定員確保数	237	716	960	247	718	959	246	728	957	246	737	961	245	737	974
③差引数(②-①)	66	36	161	74	54	131	70	77	99	65	81	68	61	68	92

西北地域	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
①必要となる定員総数(量の見込み)	193	665	893	197	695	905	200	701	917	203	724	929	205	727	970
②保育所等の定員確保数	214	743	916	238	816	1,044	238	816	1,063	238	816	1,063	238	816	1,063
③差引数(②-①)	21	78	23	41	121	139	38	115	146	35	92	134	33	89	93

幼稚園等

単位：人

幼稚園等	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	3歳	4歳	5歳												
①必要となる定員総数(量の見込み)	814	994	927	863	974	957	893	1,038	942	910	1,076	1,002	936	1,100	1,041
②幼稚園等の定員確保数	765	1,165	1,106	863	1,178	1,131	893	1,197	1,127	910	1,208	1,144	936	1,216	1,154
③差引数(②-①)	△49	171	179	0	204	174	0	159	185	0	132	142	0	116	113

地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	単位	量の見込み				
			確保数				
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①延長保育事業	認可保育所、認定子ども園において、就労や就学等の理由でお迎えが基本開園時間を超えてしまう場合に保育を行う事業	人	1,295	1,325	1,356	1,392	1,416
			3128	3,468	3,605	3,605	3,659
②放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者の就労や疾病のために家庭で継続的に保護が受けられない小学生を対象として、遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る事業	人	1,291	1,323	1,352	1,370	1,411
			1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
③子育て短期支援事業(ショートステイ)	病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になる時や、一時的に子どもの保育ができないときに、子どもを預かる事業	人日	1,344	1,375	1,407	1,444	1,469
			13,140	13,140	13,140	13,140	13,140
④地域子育て支援拠点事業(※1)	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業	人日	365,303	373,513	380,835	386,536	388,889
			63	63	63	63	63
⑤-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業	幼稚園で子育て支援の一環として、教育時間終了後に子どもを預かる事業	人日	78,651	80,516	82,785	85,995	88,616
			40,000	40,000	60,000	90,000	90,000
⑤-2 上記以外の一時預かり事業	一時的に保育が必要な子どもを預かる事業	人日	57,216	58,530	59,793	60,989	61,676
	子育ての援助を行いたい人と受けたい人を会員とする区民の相互援助活動で、保育施設等の開始前又は終了後の預かりや送迎、そのほか援助が必要なときに支援を行う事業		70,118	71,324	72,531	73,738	74,944
⑥病児保育事業	病中又は病気の回復期にある児童を、集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業	人日	7,356	7,526	7,703	7,904	8,043
	子育ての援助を行いたい人と受けたい人を会員とする区民の相互援助活動で、子どもが病気又は病気回復期にあり、保育施設等に預けることができないときに保育を行う事業		7,591	7,767	7,942	8,118	8,293
⑦ファミリーサポート事業(就学後)	子育ての援助を行いたい人と受けたい人を会員とする、区民の相互援助活動で、学童クラブの開始時間前又は終了時間後の預かりや送迎を行う事業	人日	5,668	5,765	5,856	5,931	6,083
	10,813		11,354	11,894	12,435	12,976	
⑧養育支援訪問事業(※2)	養育支援が特に必要と認めた家庭に専門的なヘルパーを派遣し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上するための支援を行う事業	件	1,603	1,683	1,733	1,750	1,758
	—		—	—	—	—	—
⑨利用者支援事業(※1)	保護者及び子どもが適切な保育・教育及び事業を選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	か所	7	7	7	7	7
	7		7	7	7	7	7
⑩妊婦健康診査(※2)	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、費用の一部を助成する事業	人	2,936	3,031	3,130	3,232	3,337
			—	—	—	—	—
⑪乳児家庭全戸訪問事業(※2)	生後4ヶ月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問指導員(助産師・保健師等)が訪問し、子どもの状態等を確認しながら、子育ての相談を受ける事業	人	29,360	30,310	31,300	32,320	33,370
			—	—	—	—	—
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(※3)	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業(※3)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—

◆(※1) ④地域子育て支援拠点事業、⑨利用者支援事業の確保数は箇所数で示すことになっています。

◆(※2) ⑧養育支援訪問事業、⑩妊婦健康診査、⑪乳児家庭全戸訪問事業の確保数は、数値として示す必要はありません。

◆(※3) ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業は、量の見込み及び確保数を数値として示す必要はありません。

この印刷物は、業務委託により 3,000 部印刷製本しています。
その経費として 1 部あたり ●●● 円（税別）がかかっています。
ただし、編集時の人件費等は含んでいません。

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 新宿区子ども・子育て支援事業計画

（平成 27 年度～平成 31 年度） 概要版

発行年月 平成 27（2015）年 3 月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話 03（5273）4260

印刷物作成番号

●●●●-●-●●●●●

●新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

